「大阪府営住宅ストック総合活用計画（案）」に対する府民意見等と対応方針、府の考え方について

☆募集期間：令和８年９月１７日（木曜日）から令和８年１０月１９日（月曜日）まで

☆募集方法：電子申請、郵送、ファックス

☆募集結果：４名（団体を含む）から、延べ６件のご意見・ご提言をいただきました。

寄せられたご意見等についての大阪府の考え方は以下のとおりです。なお、ご意見等は、個人や団体を特定又は類推できる情報を除き、原則原文のまま掲載しています。

番号	ご意見等の内容	府の考え方
1	給湯器や温水洗浄便座など現代生活の標準設備は改修などに合わせて整備し、その予算がもったいないほど老朽化した住宅は人気もないはずで、維持費ばかりかかるので壊していく、めりはりのある方針を。 空き住戸、空き店舗、未活用の集会所などは、高齢化した住民のニーズにこたえ、訪問介護やデイサービスに安価に貸与してほしい。奨学金受給の学生に安価または無償で貸し、同時に自治会活動や地域貢献参加を義務付け、地域活性化や多世代交流のモデル地区にする。 南海トラフなど災害にそなえ、一時避難所や仮設住宅用地などに使う事前計画を行い、マンホールトイレ、備蓄倉庫なども準備する。	計画（案）21 ページの記載「団地ごとに入居率や応募倍率、立地等のデータを分析しニーズを踏まえた事業を展開」、41 ページの記載「経営の観点からコストを意識した事業手法の研究や、データ分析の強化を踏まえた費用対効果の高い住戸の修繕・改修の内容や事業手法を検討します。」に沿って安定的、継続的な経営を進めます。 地域の多様な住宅ニーズに対応した空き住戸の提供や、地域住民の交流の促進に向けた取組などを進めており、計画（案）においても 28 ページに「④コミュニティの維持、活性化」、29 ページに「ⅰ.空室活用（地域の多様な住宅ニーズへの対応）」を記載しており、引き続き取組を進めます。 計画（案）42 ページに「大規模な自然災害の発生時には、被災者等の一時的な受入先として、府営住宅の空き住戸を速やかに提供します。」と記載しており、被災地（自治体）からの要請に応じて、府営住宅の空き住戸を提供するとともに、応急仮設住宅の建設用地の提供についても検討します。 これまでにも関係部局や地元市町と連携し、防災訓練の促進や、非常時に使えるマンホールトイレの設置などに取り組んでおり、引き続き災害への対応に関する事前準備等に取り組みます。

2	大阪府と各市の二重行政を解消するために、政令市である大阪市と堺市、次に、中核市である高槻市・東大阪市・豊中市・枚方市・八尾市・寝屋川市・吹田市から府営住宅の市営化し、最終的にはその他の市区町村への市町村営化するように計画すべきです。府の行政のスリム化を断行し、教育や福祉など本来使うべきところ府の財政を費やしてほしいです。	府営住宅の市町への移管については、大阪市では府営住宅の移管が完了し、大東市、門真市及び池田市では順次移管を進めています。これら以外の市町に対しては、計画（案）40 ページの記載「更なる移管の実現に向けて、引き続き市町に対して十分な情報提供や意見交換を行うとともに、市町の意向や個別の事情に応じた柔軟な対応を講じます。」のとおり取組を進めます。また、府の行政のスリム化に関するご意見については、今後の府政の参考といたします。
3	府営住宅を全て市営住宅化し、市区町村に街づくりを委ねるべき。大阪都になる前に。	府営住宅の市町への移管については、大阪市では府営住宅の移管が完了し、大東市、門真市及び池田市では順次移管を進めています。これら以外の市町に対しては、計画（案）40 ページの記載「更なる移管の実現に向けて、引き続き市町に対して十分な情報提供や意見交換を行うとともに、市町の意向や個別の事情に応じた柔軟な対応を講じます。」のとおり取組を進めます。
4	元号と西暦を併記してほしいです。よろしくお願いいたします。	ご意見を踏まえ、原則、西暦と和暦を併記します。
5	こちらの計画ですがどのような世帯が対象となる想定をされているのでしょうか。 また、対象となる世帯に対してどのような制限を求める想定をされているのでしょうか。 当然ご存じかと思いますが 昨今外国人の増加に伴い、犯罪数が全国で肥大化しているというデータがあります。中でも犯罪の温床となるのが民泊です。 現在記載されている概要を読む限りそういった対策について記載がされておりませんので 不法滞在者に貸し出し、民泊化され、犯罪の中心地とされるのではないかという懸念がぬぐい切れません。 具体的な対策や制限の記載をしてください。	入居世帯の対象は、公営住宅法に基づき、大阪府内に住んでいるか、勤務をしている収入基準に合う住宅に困っている方としています。外国人の入居資格については、加えて永住許可を受けた方や三か月以上の在留資格を持つ中長期在留の方等としており、入居資格審査のご案内に記載しています。また、その旨を「総合募集のご案内」にも記載します。 なお、入居者が許可等された者以外を入居させた場合は、不正入居として扱い、是正や退去手続き等を行います。これらの内容は、各手続きに関する説明書等に記載や誓約書の提出を求める等で対応しており、本計画では記載しないこととしています。
6	経営理念に共感しました。	ありがとうございます。経営理念「くらしに寄り添い、誰からも愛され、選ばれる住まい」の実現を目指し取り組んでまいります。